

京都市における多文化共生に係る取組状況について

令和2年9月3日（木）
総合企画局国際化推進室

<目次>

- 1 新型コロナウイルス感染症を踏まえての本市の取組
- 2 地域日本語教育に係る取組
- 3 京都市国際戦略ビジョン（仮称）について

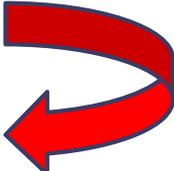
1 新型コロナウイルス感染症を踏まえての本市の取組

京都市における外国籍住民基本台帳登録者数推移

※各年12月末現在（令和2年のみ7月末現在）

平成26年（2014年）	40,565人
平成27年（2015年）	41,609人
平成28年（2016年）	42,567人
平成29年（2017年）	44,282人
平成30年（2018年）	46,451人
令和元年（2019年）	48,773人
令和2年（2020年）	45,862人

約3,000人減



※ 近年外国籍市民は毎年増加傾向だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、減少に転じた。留学生が来日できなかったことなどが要因と考えられる。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う，支援策の周知

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い，国や本市が実施する感染症関連の様々な支援策を，日本語の理解が難しい外国籍市民にどう伝えるかが課題の一つに。



①昨年度，本市において設置した，多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム（PT）内での議論を踏まえ，外国籍市民からよくある問い合わせを一覧（英訳付き）にまとめ，本市のホームページに掲載。

②京都市国際交流会館のホームページに，新型コロナウイルス感染症に関する支援情報などを多言語で紹介する特設ページを創設。

新型コロナウイルスに関してよくある問い合わせ一覧(外国籍市民向け)

Support for International Residents in Kyoto related to COVID-19

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計等が急変した場合の一般生活に関する主な支援策をまとめています。

Please find the main supporting measures for those who have been experiencing financial difficulties due to the spread of COVID-19.

現在、相談窓口におきましては、多くの問い合わせが寄せられており、待ち時間が長くなっております。ご理解くださるようお願いいたします。

Currently, you may have difficulty in getting through because we have many inquiries. Please wait and try again in a few minutes. Thank you for your understanding.

1 特別定額給付金について

1. The ¥100,000 Cash Handout Program (Special Cash Payments)

内容 Content of Inquiry	相談窓口 Contact Office/Organization	問い合わせ先 Tel. (list)	対応時間 Opening Hours	多言語対応 Available Languages	関連サイト For Reference
(1) 特別定額給付金 The ¥100,000 Cash Handouts (Special Cash Payments)	京都市特別定額給付金 コールセンター Kyoto City Call Center for the Cash Handouts	0570-074-428	平日 午前9時～午後6時 Mon-Fri 9am-6pm	13か国対応 English, Chinese, Korean, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Filipino, Indonesian, Spanish, Hindi, Thai, French, Russian	https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000268818.html

2 支払い猶予・減免に関すること

2. Postponement, Reduction and Exemption of Payment

内容 Content of Inquiry	相談窓口 Contact Office/Organization	問い合わせ先 Tel. (list)	対応時間 Opening Hours	多言語対応 Available Languages	関連サイト For Reference
(1) 水道料金・下水道使用料の支払い期日の延長 Postponement of Water and Sewage Payment Due	京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナー Kyoto City Bureau of Waterworks Customer Service	075-672-7770	年末年始含む全日 午前8時30分～午後9時 Mon-Sun 8:30am-9pm	折り返したのちに三ヶ国語通訳 3か国対応 Three-way call including an interpreter is available on a call back (English, Chinese, Korean)	https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000267103.html
(2) 電気の支払い期日の延長 Postponement of Electricity Payment Due	関西電力 Kansai Electric Power	0800-777-8810	月曜～金曜 午前9時～午後6時 Mon-Fri 9am-6pm	折り返したのちに三ヶ国語通訳 Three-way call including an interpreter is available on a call back	https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2020/0319_1j.html

②

[トップ](#)[協会について](#)[会館案内](#)[施設貸出](#)[生活ガイド](#)[交流・イベント](#)[講座](#)[相談・サポート](#)[Top](#) > [外国人のための防災情報](#)

COVID-19 新型コロナウイルス感染症についての情報

- ・学生支援緊急給付金の情報を載せました。(2020/07/14)
- ・休業支援金・給付金の情報を載せました。(2020/07/14)
- ・「生活・就労ガイドブック」が多言語で見ることができます。(2020/07/14)
- ・外国人が日本国外に出るためにPCR検査を受ける必要があるとき。(2020/07/14)
- ・京都駅前のキャンパスプラザ京都に、学生が無料で利用できる学習スペースが開設しました。(2020/06/26)

- [新型コロナウイルス感染症全般](#)
- [お金に困ったとき](#)
- [仕事](#)
- [子ども](#)
- [医療](#)
- [その他](#)

京都市外国籍市民総合相談窓口における対応

京都市国際交流会館に設置している「京都市外国籍市民総合相談窓口」において、新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口や各種助成金の申請などにおける外国籍市民対応として、電話通訳を実施。

※問合せが入り始めた2月以降、これまで180件を超えるコロナ関係の相談などが寄せられている。

<相談の内容の傾向の変化>

2月～4月	体調不良に伴う対応，受診の可否等の相談
5月～6月	生活支援や助成制度に係る相談
7月	体調不良に伴う対応，受診の可否等の相談

「特別定額給付金」のオンライン説明会を実施

外国籍の方が「特別定額給付金」の申請を正しく行えるように、テレビ会議アプリ「ZOOM」を使ったオンライン説明会を京都市国際交流会館において実施。

＜実施内容＞

- ・ 実施言語：英語・中国語
 - ・ 参加者：15カ国35人
- ※ 後日、京都市国際交流会館のHPにおいて、申請書の書き方を説明した動画をアップ



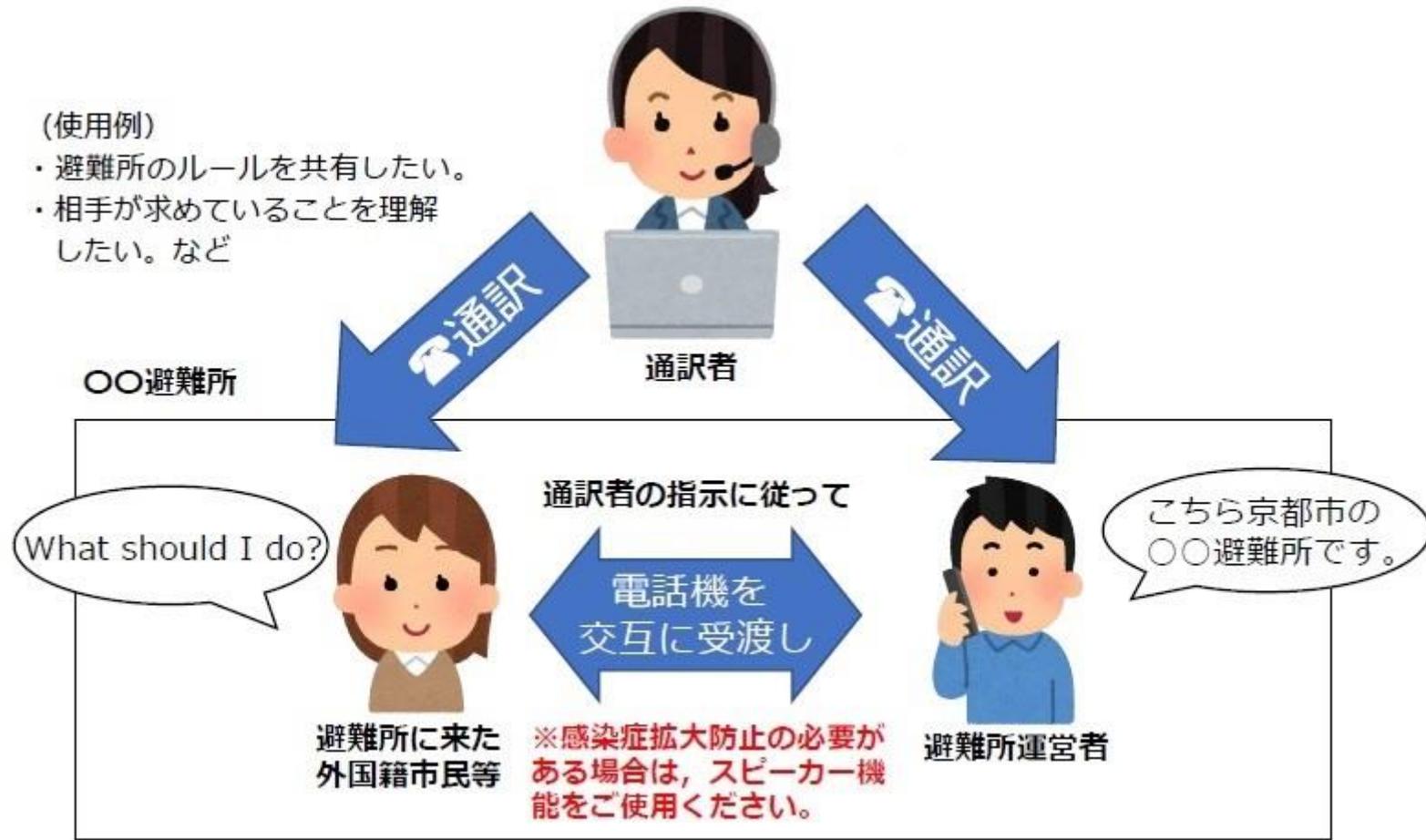
なお、本市が設置した特別定額給付金のコールセンターにおいても、三者通訳を導入し、13言語対応可能な体制を整備

京都市災害時多言語電話通訳サービスの運用開始

京都市内で災害が起こった際に、避難所等において利用できる、多言語電話通訳サービスの運用を7月15日に開始。避難所等の運営者と来所された外国籍市民等とが電話の先の通訳者を介して、コミュニケーションをとることが可能に。

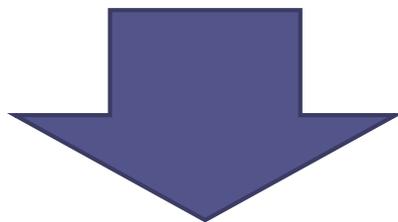
- 1 利用可能期間 避難所等の開設期間中，24時間対応
- 2 利用対象 避難所等に来所された日本語でのコミュニケーションが困難な方及び避難所等の運営者
- 3 対応言語 19言語

【通訳イメージ】



今後の本市の対応について

今後、時間の経過に伴い、新型コロナウイルス感染症をめぐる、新たな課題などが発生することが予想される。



引き続き、多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチームの会議の場などで、全庁的に情報共有を行いながら、京都市国際交流会館とも連携し、各分野において、外国籍市民の抱える課題の解消に向け、取組を進める。

2 地域日本語教育に係る取組

日本語教育に関する国の関係法令

○日本語教育の推進に関する法律（令和元（2019）年6月28日公布・施行）

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第11条（地方公共団体の基本的な方針）

地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2（2020）年6月23日閣議決定）

（国及び地方公共団体の責務）

- ・国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- ・地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

地域日本語教育に係る取組

京都市国際交流会館の指定管理者である、公益財団法人京都市国際交流協会が、文化庁所管の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（補助金）を申請（※）。

＜補助金の内容＞

日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、事業費用の2分の1が文化庁から補助される。

※同協会は、京都市域の日本語教育の中心的な担い手として、これまでから活動してきており、京都市域における日本語教育に関する実状について把握していることに加え、本市や京都府、京都府国際センター等とも連携しながら地域国際化協会として機動力のある事業展開を想定できる。

当該補助事業を活用して実施を検討している主な事業

- (ア) 日本語教育に関する企業へのニーズ調査
- (イ) ボランティア育成研修
- (ウ) Web版kokoka（国際交流会館の愛称）日本語教室の立上げや既存の日本語教室の充実
- (エ) 地域日本語教室開設支援
- (オ) 地域の日本語教室との連携及びサポート
- (カ) 外国人労働者受入サポート事業（既存事業の拡充）

3 京都市国際戦略ビジョン（仮称）について

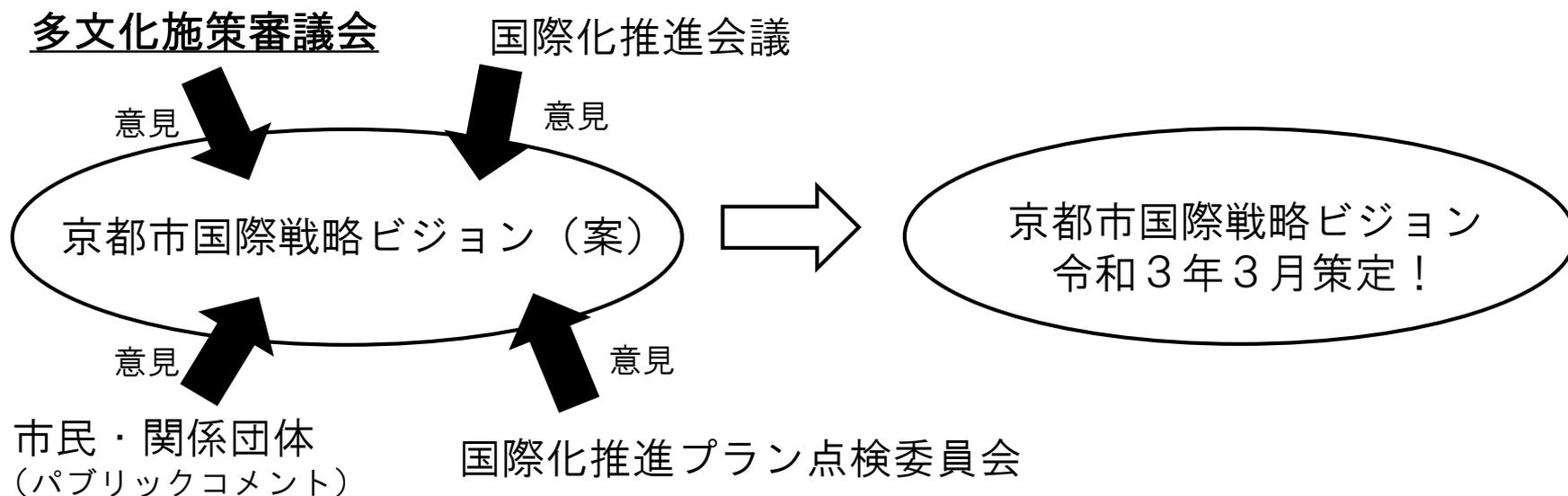
1 策定の趣旨

「京都市国際戦略ビジョン（仮称）」は、平成26（2014）年度に本市の国際化を推進するための基本的な考え方などを示した「京都市国際化推進プラン（改訂版）」が、令和3（2021）年3月末に計画期間を終えることに伴い、その在り方を見直し、社会状況の変化にも柔軟に対応できるものとして、国際的な事業展開の意義や国際戦略の方向性を市民や国内外の各種団体・関係機関に示すため、既存の審議会等で市民や識者の意見を取り入れながら策定するものです。



2 策定方法

副市長をトップとする庁内局長級を対象とした国際化推進会議及び既存の外部有識者会議「国際化推進プラン点検委員会」,
「多文化施策審議会」等から意見をヒアリングし、策定します。



3 スケジュール

日程	内容
7～8月	<ul style="list-style-type: none">・ 2021～2025年までの事業，出席開催予定国際会議等について全庁照会・ 関係部署との意見交換
9月	<ul style="list-style-type: none">・ <u>多文化施策審議会（3日）</u> 及び 第1回国際化推進プラン点検委員会（4日）への意見聴取
11月～12月	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントの実施，市会への報告・ 関係団体への意見聴取
1月～2月	<ul style="list-style-type: none">・ 第2回国際化推進プラン点検委員会においてパブリックコメントに対する対応等について意見聴取・ 臨時国際化推進会議で内容の報告
3月	<ul style="list-style-type: none">・ 最終版の市会への報告

4 戦略ビジョンの構成

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 策定の経緯
- 3 これまでの取組
- 4 本市に求められる政策

第2章 戦略ビジョン

- 1 「第3期京都市基本計画」で目指す国際都市像
- 2 戦略ビジョンの位置づけ
- 3 国際的な事業の展開の意義
- 4 **取組の展開方向**

(目指すべき姿)

- I 世界を魅了し、国際的な人々が集まるまち
- II 海外都市との連携が強まり、国際社会に貢献するまち
- III さまざま世代で国際交流の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまち
- IV 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち

第3章 指標、推進体制

- 1 指標
- 2 戦略ビジョンの推進体制

5 「多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち」を目指すための取組の方向性（4つ）

- (1) 多言語による情報提供・コミュニケーション支援
- (2) 外国籍市民が安心・安全に暮らせる体制整備
- (3) 外国籍市民による地域・市民活動への参加促進
- (4) 外国籍市民の地域での就労支援

詳しくは、配布資料「京都市国際戦略ビジョン（素案）」のP11参照

6 策定後について

- ・国際化推進会議（局長級）、国際交流・協力部会及び多文化共生部会（課長級）を活用し、庁内の「国際」に関する事業等の取組状況について情報を把握、共有します。

- ・外部有識者会議である、「国際化推進プラン点検委員会」及び「多文化施策審議会」を統合し、令和3（2021）年度から新たな会議体を立ち上げることを検討しており、その会議体において、「国際」に関する事業の取組状況の報告を行うとともに、意見を聴取し、庁内へのフィードバックを行う予定です。